

# 農地賃借料情報の訂正について

東近江市農業委員会から、令和6年3月に農地法第52条に基づいて、情報提供しました賃借料情報の記載内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びするとともに、以下の表のとおり訂正いたします。

この情報は、令和5年1月から令和5年12月の間に農地法、東近江市農用地利用集積計画（利用権設定）及び農用地利用集積等促進計画によって賃貸借された農地の賃借料を集計したものです。

なお、この「賃借料情報」に拘束力はないため、賃借料を決定する際の参考としてご活用いただき、実際の契約に際しては、貸し手・借り手の両者でよく協議した上で、賃借料を決定してください。

## 《令和6年訂正版》（令和6年7月10日訂正）

（10a 当たり）

地域	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
八日市	8,300 円	13,200 円	3,000 円	370	田
永源寺	8,600 円	12,500 円	6,100 円	40	田
五個荘	7,700 円	11,700 円	3,400 円	74	田
愛 東	6,500 円	10,000 円	3,000 円	86	田
湖 東	8,000 円	12,500 円	3,300 円	68	田
能登川	9,100 円	15,300 円	2,800 円	398	田
蒲 生	6,000 円	10,500 円	3,500 円	75	田

- 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- 2 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値±70%を超えるものは除いています。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 4 使用貸借（無償）による契約は除いています。

## （注意事項）

上記の賃借料情報は、あくまでも過去において実際に取り引きされた賃借料のデータを整理したものです。用水費等を含んでいる場合もありますので、参考資料としてご活用ください。

お問い合わせ

東近江市農業委員会事務局

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

TEL 0748-24-5682 FAX 0748-23-8291

IP 050-5801-5682